

◇公表基準等の解説◇

# 改正企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」等の概要

ASBJ 専門研究員 白府 慶士

## 1. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2026 年 10 月 16 日に改正企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、企業会計基準適用指針第 36 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針」（以下「予想信用損失適用指針」という。）、改正企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」、改正移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）並びに関連する企業会計基準、企業会計適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正（以下合わせて「本会計基準等」という。）を公表した<sup>1</sup>。

あわせて、補足文書<sup>2</sup>「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて」（以下「補足文書」という。）を公表した。本稿では、本会計基準等及び補足文書の概要を紹介する。

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、ASBJ の見解を示すものではないことをあらかじめ申し添える。

## 2. 本会計基準等の公表の経緯

ASBJ が 2016 年に公表した中期運営方針では、我が国における会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの一つとして金融商品に関する会計基準を挙げており、我が国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行うとしていた。

---

<sup>1</sup> 本会計基準等及び補足文書の全文については、ASBJ のウェブサイト

([https://www.asb-j.jp/jp/accounting\\_standards/y2026/2026-1016.html](https://www.asb-j.jp/jp/accounting_standards/y2026/2026-1016.html)) を参照のこと。

<sup>2</sup> 補足文書は、企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針（以下「企業会計基準等」という。）を追加又は変更するものではなく、企業会計基準等の適用にあたって参考となる文書である。

ASBJ は、金融商品に関する会計基準の開発（改正）に着手することは、我が国の会計基準を高品質なものとするにつながり得ると考えており、また、金融危機以降に改正された国際的な会計基準との整合性を図ることになり、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることに寄与し得るものと考えた。しかしながら、我が国の企業において多くの適用上の課題が生じることが想定されたことから、ASBJ は、2018 年 8 月に金融商品会計の開発に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に対する意見を幅広く把握するために「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」を公表した。

この際、「金融資産の減損」に関しては、国際的に予想信用損失モデルが導入されており、国際的な整合性を図る観点から、開発に着手する意義は高いと考えられた。

これらの状況を踏まえ、ASBJ は、2019 年 10 月に開催された第 419 回企業会計基準委員会において、金融資産の減損について会計基準の開発に着手することとし、また、金融商品の分類及び測定に関して、金融商品の分類に関する枠組みを維持した上で予想信用損失モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しを行い、検討を重ね、その結果を本会計基準等として公表した。本会計基準等は、公開草案に対して寄せられた意見を踏まえて検討を行い、公開草案の内容について一部修正した上で公表するに至ったものである。

ASBJ は、金融資産の減損についての会計基準の開発により、将来予測的な情報を含む広範囲の情報の使用及び予想信用損失のより適時の認識を通じて、予想信用損失モデルが金融商品の信用リスクの変動を描写することによって、経済的意思決定のための関連性のある情報を提供すると考えている。

### 3. 本会計基準等の概要

#### (1) 開発にあたっての基本的な方針

ASBJ では、金融資産の減損に関する会計基準の開発にあたって、次の 6 つのステップに分けて検討した。

##### ステップ 1：IFRS 会計基準と米国会計基準のいずれのモデルを開発の基礎とするかの選択

2007 年に国際会計基準審議会（IASB）とともに公表した東京合意以後は、基本的に、IFRS 会計基準を国際的な整合性を図る対象としてきていること、現在の信用リスク管理実務の考え方及び会計基準の考え方により親和性があるのは IFRS 会計基準のモデルであると考えられたことを踏まえ、IFRS 会計基準のモデルを開発の基礎とすることとした。

ステップ 2：金融機関の貸付金に適用される会計基準の開発（国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準の開発）

ステップ 2 では、IFRS 第 9 号の定めを原則として取り入れつつ、一部の項目については、国際的な比較可能性を大きく損なわない範囲で代替的な取扱いを定めることとした。

また、国際的な比較可能性の観点から、予想信用損失モデルの対象となる貸付金の測定に関して IFRS 第 9 号の実効金利法による償却原価に関する定めを取り入れることとした。

一方、条件変更については、当面の間、関連する IFRS 第 9 号の定めを取り入れないこととした。

信用リスクに関する開示について、開示目的を定めるアプローチを採用した上で、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）で要求される信用リスクに係る開示に関する定めを原則としてすべて取り入れて国際的な会計基準と整合的なものとする<sup>3</sup>こととした。

### ステップ 3：ステップ 2 を採用する金融機関の貸付金以外への適用の検討

ステップ 3 では、IFRS 第 9 号における減損の適用範囲と日本基準における貸倒引当金の設定の対象範囲の整理を行い、金融資産の分類については、金融商品の種類を基礎とする現行の金融商品会計基準等における枠組みを維持した上で IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しを行うこととした。

満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券については、貸付金と経済的な実質が類似していると考えられる満期保有目的の債券及び貸付金代替性私募債<sup>3</sup>を予想信用損失モデルの対象とすることとした。

---

<sup>3</sup> 貸付金代替性私募債とは、貸付金の代替として銀行が引き受けて保有する私募債をいう（金融商品会計基準（注 5-3））。

また、国際的な比較可能性の観点から、以下についても予想信用損失モデルの対象とすることとした。

- ① 金融保証契約<sup>4</sup>
- ② 当座貸越契約及び貸出コミットメント<sup>5</sup>並びにこれらに準ずる契約（以下「貸出コミットメント等」という。）

ステップ 4：金融機関に適用される会計基準の開発（IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準の開発）

ステップ 4 では、特に実務上の負担が重いと考えられる次の項目について「簡素化された予想信用損失の算定方法」を定めることとした。

- ① 信用リスクの著しい増大に関する判定
- ② 債権、満期保有目的の債券、金融保証契約及び貸出コミットメント等（以下「債権等」という。）の予想存続期間
- ③ 将来予測シナリオ

また、実効金利法による償却原価について、実務負担軽減のために選択可能な算定方法を定めることとした。

ステップ 5：一般事業会社に関する検討

ステップ 5 の基本的な方針を策定した時点では、金融商品の分類及び測定の開発に着手するかどうか今後検討を行うとしていた。この点を踏まえた検討を行い、一般事業会社の通常の営業取引から生じる受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権については IFRS 第 9 号の営業債権、契約資産及びリース債権についての単純化したアプローチに関する定めを取り入れることとした。一方、敷金、将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）及び預託保証金であるゴルフ会員権については現行の金融商品会計基準等における取扱いを継続することとした。

---

<sup>4</sup> 金融保証契約とは、特定の債務者が金銭債務の当初又は変更後の条件に従って期日の到来時に所定の支払を行わないことにより契約保有者に発生する損失等を補償するために、当該保有者に対して所定の支払を行うことを契約発行者に要求する契約をいう。ただし、デリバティブに該当するものは除く（金融商品会計基準（注 8-2））。

<sup>5</sup> 当座貸越契約及び貸出コミットメントとは、金融機関等が顧客と合意した一定の限度まで現金を貸し付けることを約する契約をいう（金融商品会計基準（注 8-3））。

### ステップ 6 : 公開草案の公表

予想信用損失に係る金融商品会計基準等の体系について、IFRS 第 9 号の金融商品の減損に関する定めのうち、ハイレベルな内容については金融商品会計基準において定め、その他を予想信用損失適用指針において定めることとした。また、予想信用損失適用指針では、まずステップ 2 の内容を記載した上で、ステップ 4 でステップ 2 と異なる取扱いを定める場合には、区分を設けてまとめて記載することとした。

### (2) 本会計基準等の適用範囲

本会計基準等では、債権（リースにより生じた債権及び建設協力金等を含む。また、貸付金に貸付金代替性私募債を含む。）について、予想信用損失を算定することとしている（金融商品会計基準第 14 項）。

また、契約資産について、収益認識会計基準<sup>6</sup>の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に準じて予想信用損失を算定することとしている（収益認識会計基準第 77 項）。さらに、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分の予想信用損失の算定等は、リースにより生じた債権の定めに準じて会計処理を行うこととしている（リース会計基準<sup>7</sup>BC57 項）。

さらに、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券についても予想信用損失を算定する範囲に含めるかどうかについて次のとおり検討を行った。

まず、満期保有目的の債券については、満期まで保有することによる約定利息及び元本の受取りを目的としており、満期までの間の金利変動による価格変動のリスクを認める必要はないとされていることから、時価を考慮することなく信用リスクのみに焦点を当てることが適切と考えられるため、本会計基準等では、予想信用損失を算定する範囲に含めている（金融商品会計基準第 16 項）。

一方、その他有価証券に分類される債券について予想信用損失モデルを適用するかどうかは、金融商品の分類及び測定と併せて検討する必要があると考えられるため、本会計基準等では、予想信用損失を算定する範囲に含めていない。ただし、現状、その他有価証券に分類されている場合があると考えられる貸付金代替性私募債については、その経済的な実質が貸付金とほぼ同一と考えられることから、改正前の本会計基準等における有価証券とする取扱いを見直し、貸付金に含めて取り扱うこととした。このため、本会計基準等では、貸付金代替性私募債については予想信用損失を算定する範囲に含めている（金融商品会計基準第 14 項）。

---

<sup>6</sup> 改正企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」を「収益認識会計基準」という。

<sup>7</sup> 改正企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」を「リース会計基準」という。

また、発行者における金融保証契約及び貸出コミットメント等については、IFRS 第 9 号における予想信用損失モデルの適用対象と整合させるために、本会計基準等では、予想信用損失を算定する範囲に含めている（金融商品会計基準第 26-2 項及び第 26-3 項）。

なお、本会計基準等では、敷金、将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）及び預託保証金であるゴルフ会員権については、今後、金融商品の分類及び測定の見直しに関する議論を行った場合、償却原価で測定される金融資産として取り扱われるかが必ずしも定かでないと考えられるため、予想信用損失を算定する範囲に含めていない。

[図表 1] 予想信用損失モデルの適用範囲

| 区分             | 項目                            | 略称定義 |            |
|----------------|-------------------------------|------|------------|
| 金融<br>商品       | 債権 <sup>※1</sup>              | 債権等  | —          |
|                | 満期保有目的の債券                     |      | —          |
|                | 金融保証契約                        |      | —          |
|                | 当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約 |      | 貸出コミットメント等 |
| 金融<br>商品<br>以外 | 契約資産                          | —    | —          |
|                | リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分 | —    | —          |

※1： 貸付金代替性私募債は、貸付金に含まれる。また、債権は、建設協力金等を含み、敷金、将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）、預託保証金であるゴルフ会員権を含まない。

### (3) 金融商品の貸借対照表価額等

本会計基準等において、予想信用損失の定めを設けるにあたり、予想信用損失モデルの対象となる金融商品についての貸借対照表価額に関する定めの見直しを行った。

まず、債権の貸借対照表価額は、原則として取得価額から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする一方、予想信用損失の算定に際して貨幣の時間価値の考慮を必要とする貸付金（貸付金代替性私募債を含む。）及び重要な金融要素を含む債権については、予想信用損失の算定と整合させるために、貸借対照表価額を償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額としている（金融商品会計基準第 14 項）。ただし、購入又は組成した信用減損債権<sup>8</sup>については、信用調整後の実

<sup>8</sup> 購入又は組成した信用減損債権とは、購入又は組成した債権のうち、発生認識時に信用減損しているものをいう（金融商品会計基準（注 8-5））。

効金利を用いた償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額をもって、貸借対照表価額とすることとしている（金融商品会計基準第 26-4 項）。

次に、満期保有目的の債券については、予想信用損失の算定の定めと整合させるため、貸付金と同様に、償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額をもって貸借対照表価額とすることとしている（金融商品会計基準第 16 項）。

さらに、本会計基準等では発行者における金融保証契約及び貸出コミットメント等の貸借対照表価額について新たに定めている。このうち、金融保証契約については、原則として、(1)予想信用損失の金額と(2)発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額のいずれか高い額をもって貸借対照表価額とすることとしている（金融商品会計基準第 26-2 項）。ただし、(1)予想信用損失の金額と(2)発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額を別個に取り扱い、それぞれを貸借対照表価額とすることができることとした（金融商品実務指針第 137 項）。また、貸出コミットメント等については、予想信用損失の金額をもって貸借対照表価額とすることとしている（金融商品会計基準第 26-3 項）。

### (4) 予想信用損失に係る会計処理

日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みとして、本会計基準等では、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大した場合に全期間の予想信用損失を見積るモデル（相対的アプローチ）を採用する IFRS 第 9 号の定めを取り入れている。

予想信用損失の算定にあたっては、期末において、債権等の発生の認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づいて債権等に係る信用リスクが著しく増大しているかどうか判定し、期末において信用リスクが著しく増大していない債権等については 12 か月の予想信用損失<sup>9</sup>を算定し、期末において信用リスクが著しく増大している債権等については全期間の予想信用損失<sup>10</sup>を算定することとしている（金融商品会計基準第 27 項及び第 28 項）。

#### （信用リスクの著しい増大に関する判定）

##### 原則的な判定方法

信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定においては、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可

---

<sup>9</sup> 12 か月の予想信用損失とは、全期間の予想信用損失のうち、債権等について期末後 12 か月以内に生じ得るデフォルトから生じる予想信用損失を表す部分をいう（金融商品会計基準（注 9-2））。

<sup>10</sup> 全期間の予想信用損失とは、債権等の予想存続期間にわたるすべての生じ得るデフォルトから生じる予想信用損失をいう（金融商品会計基準（注 9-3））。

能であり、債権等に係る信用リスクに影響を与える可能性のある合理的で裏付け可能な情報を考慮することとしている（予想信用損失適用指針第 12 項）。

また、信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定において債権等の商品ごとに適切なアプローチを用いることとしており、明示的にデフォルトの発生確率をインプットとして含んでいないアプローチ（貸倒実績率を用いるアプローチなど）についても、デフォルト発生リスクの変動を予想信用損失の他の発生要因（担保など）と区別できる場合には、信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定の際に適切なものとなる可能性があるとしている（予想信用損失適用指針第 16 項及び第 17 項）。

また、一般事業会社の通常の営業取引から生じる受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権については、IFRS 第 9 号において定められている営業債権、契約資産及びリース債権についての単純化したアプローチに関する定めを取り入れている。具体的には、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた重要な金融要素を含まない受取手形、売掛金等については信用リスクの著しい増大の判定をせずに予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額により算定する一方、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた重要な金融要素を含む受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権については会計方針の選択として全期間の予想信用損失に等しい金額により算定することをそれぞれ独立して選択できるとしている（金融商品会計基準第 28-4 項及び第 28-5 項）。

### 簡素化された判定方法

相対的アプローチによる原則的な信用リスクの著しい増大に関する判定に対する実務負担への懸念が聞かれたため、ステップ 4 の「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準を目指す。」との目的を踏まえ、簡素化された判定方法として、2019 年 12 月に廃止された「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」等の検査マニュアルに基づく債務者区分を定義した上で我が国のこれまでの信用リスク管理実務と親和的な債務者区分を活用した方法を簡素化された予想信用損失の算定方法の 1 つとして定めている。

簡素化された予想信用損失の算定方法においては、信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定において、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて付与している内部信用格付を活用して判定する方法を用いることができるとしている（予想信用損失適用指針第 56 項から第 62 項）。

当該方法においては、期末において債務者を正常先、その他要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先又は破綻先に区分し、さらに正常先に区分される内部信用格付を優良格付、中間格付及び要判定格付に区分した上で、正常先の優良格付又は中間格付に区分された債務者に対する債権等については債権等に係る信用リスクが著しく増大していないものとして取り扱う一方、正常先の要判定格付、その他要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先又は破綻先に区分された債務者に対する債権等については債権等に係る信用リ

スクが著しく増大しているものとして取り扱うこととしている。ただし、正常先の要判定格付又はその他要注意先に区分された債務者に対する債権等については、それぞれ一定の要件を満たした場合には債権等に係る信用リスクが著しく増大していないと反証することができるとしている。

[図表2] 簡素化された予想信用損失の算定方法のうち信用リスクの著しい増大の判定のイメージ

| 内部信用格付  |       |                              |                                       |
|---------|-------|------------------------------|---------------------------------------|
| 正常先     | 格付 1  | 優良格付                         | 信用リスクの著しい増大なしとみなす<br>(12 か月の予想信用損失)   |
|         | 格付 2  |                              |                                       |
|         | 格付 3  |                              |                                       |
|         | 格付 4  |                              |                                       |
| その他要注意先 | 格付 5  | 要判定格付<br>債権等又は<br>債務者単位で反証可能 | 信用リスクの著しい増大あり<br>とみなすが反証可能            |
|         | 格付 6  | その他要注意先<br>債権等単位で反証可能        |                                       |
| 要管理先    | 格付 7  | 要管理先以下                       | 信用リスクの著しい増大あり<br>とみなす<br>(全期間の予想信用損失) |
| 破綻懸念先   | 格付 8  |                              |                                       |
| 実質破綻先   | 格付 9  |                              |                                       |
| 破綻先     | 格付 10 |                              |                                       |

(予想信用損失の算定方法)

#### 原則的な予想信用損失の算定方法

本会計基準等では、国際的な比較可能性の観点から、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となるように、原則として IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルと同様に予想信用損失を算定することとしている。

まず予想信用損失の定義として、「信用損失を確率加重したもの」をいい、「信用損失とは、企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額（すなわち、すべてのキャッシュ・フローの不足額）を現在価値に割り引いたもの」としている（金融商品会計基準（注 5-2））。また、予想信用損失の算定に使用する見積期間は、原則として、貸手が信用リスクに晒される契約上の最長期間を用いることとしている（予想信用損失適用指針第 39 項）。

そのうえで、予想信用損失は、以下を反映する方法により算定することとしている（金融商品会計基準第 27-2 項）。

- ① 一定範囲の生じ得る結果を評価することによって算定される偏りがなく確率加重された金額

すべての考え得るシナリオを特定する必要はないものの、信用損失が発生しないことが最も可能性の高い場合や信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性と発生しない可能性の両方の可能性を反映して、信用損失が発生するリスク又は確率を考慮する（予想信用損失適用指針第 43 項）。

- ② 貨幣の時間価値

予想信用損失の算定に貨幣の時間価値を考慮する際、デフォルトが発生すると予測される時点までの期間ではなく、期末までの期間にわたって割り引く（予想信用損失適用指針第 47 項）。また、割引を行う際には、債権等の償却原価の算定に用いる利率（実効金利、約定金利）又はこれらの近似値を用いる（予想信用損失適用指針第 48 項）。

- ③ 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮する際、使用する情報には、予想される期限前償還の影響、借手に固有の要因、一般的な経済状況、及び期末における現在の状況と将来の状況の両方が含まれる（予想信用損失適用指針第 49 項）。

また、貸倒実績などの過去の情報を用いる場合には、期末において観察可能なデータに基づいて次の調整を行う（予想信用損失適用指針第 50 項）。

- (ア) 過去の期間に影響を与えていない現在の状況及び将来の状況の予測を反映する。
- (イ) 過去の期間における状況のうち、将来の契約上のキャッシュ・フローに関連性のない状況の影響を除去する。

この調整に関して、予想信用損失に関連する観察可能なデータの期間ごとの変動と予想信用損失の変動との間で相関関係が見られる場合、観察可能なデータの変動を予想信用損失の算定に反映するとしており、観察可能なデータには、例えば、次のものが含まれる（予想信用損失適用指針第 51 項）。

- ・ 国内総生産（GDP）
- ・ 失業率
- ・ 不動産価格や商品価格

- ・ 借手の支払状況
- ・ 金融商品又は金融商品グループに係る信用損失の兆候となる他の要因

### 簡素化された予想信用損失の算定方法

上述の原則的な予想信用損失の算定方法に対して実務負担に関する懸念が聞かれたことから、特に実務上の負担が重いと考えられる次の項目について、原則的な処理の考え方の大枠の中で予想信用損失の算定方法を簡素化しているものと位置付けた上で、簡素化された予想信用損失の算定方法を定めている。

#### ① 債権等の予想存続期間

内部信用格付を活用して判定する方法を用いている場合には、当該区分における正常先のうち要判定格付、その他要注意先又は要管理先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、それぞれの区分の単位で、リスク特性が類似した債権等のグループごとに当該グループに係る平均残存期間を用いることができ、いったん決定した平均残存期間について、状況に大きな変化がない限り、継続して用いることができる（予想信用損失適用指針第 63 項）。

#### ② 将来予測シナリオ

信用損失が発生する可能性について、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができる。ただし、当該将来予測シナリオの考慮にあたっては、信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性を反映する必要がある。（予想信用損失適用指針第 64 項）。

これらの「簡素化された予想信用損失の算定方法」の各項目については、企業の規模や保有する債権等の特性は様々であり、部分的に原則的な処理を適用することによって企業の信用リスク管理実務をより適切に反映する場合があると考えられることから、企業の判断により個別に選択して適用できるとしている（予想信用損失適用指針 BC91 項）。

また、企業が「簡素化された予想信用損失の算定方法」の各項目を適用したかどうかについて財務諸表利用者が理解できるように、企業が企業会計原則注解及び企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）に照らして重要な会計方針に該当すると判断した場合には重要な会計方針として注記することが考えられる。さらに、開示目的に照らして重要な場合には信用リスク管理実務及び予想信用損失の算定プロセスに関する情報として注記することが考えられるとしている（予想信用損失適用指針 BC92 項）。

### 信用減損金融資産に係る予想信用損失の算定方法

信用減損金融資産<sup>11</sup>（購入又は組成した信用減損債権を除く。）については、次の差額により予想信用損失を算定することとしている（予想信用損失適用指針第 31 項）。

- ① 当該信用減損金融資産の償却原価
- ② 当該信用減損金融資産のキャッシュ・フローの見積額を当初の実効金利で割り引いた現在価値

### 金融保証契約に係る予想信用損失の算定方法

金融保証契約に係るキャッシュ・フローの不足額は、保証対象となっている金融商品の条件に従った債務者によるデフォルトが発生する場合に、金融保証契約の保有者に対する弁済見込額から、保有者、債務者又は他の者から受け取ると見込んでいる金額を控除して算定することとしている（予想信用損失適用指針第 33 項）。

### 貸出コミットメント等に係る予想信用損失の算定方法

貸出コミットメント等の未使用枠について、次の差額の現在価値により信用損失を算定することとしている（予想信用損失適用指針第 34 項）。

- ① 貸出コミットメント等の保有者が貸付を受けた場合に、企業が受け取るべき契約上のキャッシュ・フロー
- ② 貸付を実行した場合において、企業が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フロー

### 収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る予想信用損失に関する実務上の便法

IFRS 第 9 号において定められている実務上の便法を取り入れ、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る 12 か月又は全期間の予想信用損失を算定する際、貸倒実績に基づき、一定の期日経過日数（例えば、期日未経過、1 か月以内期日経過、1 か月超 3 か月以内の期日経過、3 か月超 6 か月以内の期日経過等）に応じた引当率を定める方法を用いることができることとしている（予想信用損失適用指針第 38 項）。

## (5) 償却原価に係る会計処理

予想信用損失モデルの導入に伴い、予想信用損失の算定において貨幣の時間価値を反映する際に用いられる金利と予想信用損失の算定の対象となる金融資産の償却原価の算定に

---

<sup>11</sup> 信用減損金融資産とは、将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える 1 つ又は複数の事象が発生している債権及び満期保有目的の債券をいう（金融商品会計基準（注 8-4））。

用いられる金利が整合的になるように、予想信用損失の算定の対象となる貸付金（貸付金代替性私募債を含む。）及び重要な金融要素を含む債権並びに満期保有目的の債券に関する償却原価の算定は、原則として実効金利法によることとしている（金融商品実務指針第 70 項及び第 105 項）。

実効金利法による償却原価法については、「金融商品の受取利息又は支払利息について、実効金利を用いて複利をもって各期に配分する方法」と定義している（金融商品実務指針第 57-2 項）。ここで、実効金利には、契約の当事者間で授受されるすべての手数料及びポイントのうち実効金利の不可分な一部であるもの、金融資産の取得又は売却に直接起因する増分コスト、及びその他のすべてのプレミアム又はディスカウントが含まれるとしており、さらに、金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を考慮して期待キャッシュ・フローの見積りを行うが、予想信用損失は考慮しないこととしている（金融商品実務指針第 57-3 項）。

信用減損金融資産については、IFRS 第 9 号の定めと同様、原則として受取利息を次のとおり算定することとしている（金融商品実務指針第 119 項）。ここで、信用調整後の実効金利については、「金融資産の予想存続期間を通じて見積った期待キャッシュ・フローについて、購入又は組成した信用減損債権の帳簿価額<sup>12</sup>まで割り引く率」と定義している（金融商品実務指針第 57-11 項）。

- ① 購入又は組成した信用減損債権については、債権の帳簿価額に信用調整後の実効金利を適用して算定する。
- ② 購入又は組成した信用減損債権ではないが、その後に信用減損金融資産となった金融資産については、信用減損金融資産となった後の期において、金融資産の帳簿価額に実効金利を適用して算定する。

実効金利に含める手数料等の範囲については、原則として IFRS 第 9 号と同一としているが、対応する役務に照らして、設定された手数料の水準は不合理ではないことを前提とした場合、特定の役務に対する手数料であることが明確な場合に手数料を実効金利と区分して取り扱うことは考え方としてはあり得ることから、一定の要件を満たす手数料については、実効金利の計算に含めず、収益認識会計基準に準じて会計処理することができるとしている（金融商品実務指針第 57-10 項）。

また、債権の適用に関する実効金利法の適用に関する実務負担を懸念する意見が聞かれたことから、組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生認識時に信用減損していないものについては、実効金利の代わりに約定金利（又は約定金利相当の率）を用いることができるとしている（金融商品実務指針案第 105-2 項）。この場合、貸付金に

---

<sup>12</sup> 帳簿価額とは、一定時点において帳簿上に記載している金融資産又は金融負債の価額（取得原価又は償却原価から評価性引当金を控除した後の金額）をいう（金融商品実務指針第 57 項(4)）。

関連する手数料については、貸付金から会計単位を切り離した上で、手数料に対応する独立した履行義務を識別し、収益認識会計基準に準じて、手数料の性質に基づき履行義務の充足パターンに沿って収益を認識することとしている。

さらに、満期保有目的の債券については、継続適用を条件として、簡便法として、金利差額調整法における利息法又は金利差額調整法における定額法によることができるとしている（金融商品実務指針第 70 項）。また、購入した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものについては、一定の場合には金利差額調整法における定額法によることができるとし（金融商品実務指針第 105-3 項）、購入又は組成した信用減損債権については、期待キャッシュ・フローと取得価額との差額を弁済期までの期間で除して各期に配分し、取得価額に加減する方法によることができるとしている（金融商品実務指針第 105-4 項）。

[図表 3] 資産の測定方法

| 区分     | 項目                            |                                           | 原則的な方法                                       | 会計処理の選択肢 <sup>※1</sup> |           |                      |
|--------|-------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------|-----------|----------------------|
|        |                               |                                           |                                              | 手数料                    | 約定金利      | 定額法                  |
| 金融商品   | 債権                            | 以下を除く債権                                   | 取得原価                                         | —                      | —         | —                    |
|        |                               | リースにより生じた債権                               | リース会計基準に基づいて算定された価額                          | —                      | —         | リース会計基準に従う           |
|        | 貸付金及び重要な金融要素を含む債権             | 購入又は組成した信用減損債権                            | 償却原価（実効金利法・・・信用調整後の実効金利を使用）                  | —                      | —         | 第 105-4 項            |
|        |                               | 購入した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生認識時に信用減損していないもの | 償却原価（実効金利法）                                  | —                      | —         | 第 105-3 項            |
|        |                               | 組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生認識時に信用減損していないもの |                                              | 第 57-10 項              | 第 105-2 項 | —                    |
|        | 満期保有目的の債券                     |                                           |                                              | —                      | —         | 第 70 項 <sup>※2</sup> |
| 金融商品以外 | 契約資産                          |                                           | 収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等の取扱いに準じて処理する | —                      | —         | —                    |
|        | リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分 |                                           | リースにより生じた債権の取扱いに準じて処理する                      | —                      | —         | リース会計基準に従う           |

※1： 項番号は、金融商品実務指針の項番号を示しており、適用が想定される主要なものについて記載している。

※2： 金利差額調整法における利息法によることもできる。

## (6) 開示

### (開示目的)

ASBJ は、2022 年 6 月に「企業会計基準等の開発において開示を定める際の当委員会の方針（開示目的を定めるアプローチ）」を公表しており、当該方針に基づき、本会計基準等においても開示目的を定めるアプローチを採用することとした。会計基準では信用リスクに関する開示だけでなく金融商品に関する全般的な開示目的を定めるべきと考えられることから、金融商品会計基準において、金融商品に関する注記における開示目的は、金融商品のリスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することであると定めている（金融商品会計基準第 40-A1 項）。また、信用リスクに関する開示は金融機関と一般事業会社では求められる開示の水準が異なると考えられることから、予想信用損失適用指針において、信用リスクに関する開示目的は、企業の事業目的に照らした債権等の重要性を踏まえ、信用リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することであると定めている（予想信用損失適用指針第 70 項）。

### (注記事項)

予想信用損失適用指針では、実務上の困難性が特に高いと思われる注記事項について個別に検討を行った上で、IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとした条件変更に関する注記事項を除き、IFRS 第 7 号で要求される信用リスクに関する開示をすべて取り入れることとしている。ただし、取入れにあたって、我が国の利害関係者にとって理解しやすい体系となるように並べ替えている。

ここで、予想信用損失適用指針では、開示目的を達成するため、信用リスクに関する情報として、次の事項を注記することとしている（予想信用損失適用指針第 71 項）。

- ・ 予想信用損失の分解情報
- ・ 信用リスク管理実務及び予想信用損失の算定プロセスに関する情報
- ・ 当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報

ただし、開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる注記事項については記載しないことができるとした上で、どの注記事項にどの程度の重点を置くか、また、どの程度詳細に記載するかを開示目的に照らして判断することとしている（予想信用損失適用指針第 71 項及び第 72 項）。

さらに、信用リスクに関する注記事項は、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないとしている（予想信用損失適用指針第 92 項）。

また、適用初年度においては、財務諸表利用者に移行の影響を評価するための情報を提供することを目的として、企業会計基準第 24 号第 10 項(5)の注記に代えて、適用開始前の債権等に係る貸倒引当金又は他の引当金の最終残高と、期首の予想信用損失引当金との調整を可能とする情報を開示するとともに、金融資産については関連する金融資産の分類別に情報を開示することとしている（予想信用損失適用指針第 93 項）。

### (7) 経過措置

IFRS 第 9 号と同様の定めを設けるか、一律に遡及適用を求めないとする定めを設けるかについて検討した結果、予想信用損失の算定については見積りの要素が強いため、事後的判断を使用しないことが困難であり、また、事後的判断が使用されているかどうかに関する検討に伴うコストを避けることを重視して、一律に遡及適用を求めないこととした。このため、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することとしている（金融商品会計基準第 44-4 項）。また、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しないこととしている（金融商品会計基準第 44-5 項）。

さらに、予想信用損失の算定及び償却原価の算定に関して、次の経過措置を設けている。

#### (適用初年度の期首時点で存在する債権等に関する予想信用損失の算定)

本会計基準等の適用初年度の期首時点で存在する債権等について、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定に過大なコストや労力が必要となる場合、当該債権等の消滅の認識が行われるまで、予想信用損失を適用初年度の期首又はそれ以降の期末における全期間の予想信用損失に等しい金額により算定することができるとしている（予想信用損失適用指針第 95 項）。

#### (適用初年度における実効金利法の遡及適用)

本会計基準等の適用初年度において、貸付金及び重要な金融要素を含む債権並びに満期保有目的の債券について実効金利法を遡及適用することに過大なコストや労力が必要な場合には、当該資産について、適用初年度の直前の期末における貸倒引当金控除前の帳簿価額を適用初年度の期首における償却原価とすることができるとしている（金融商品実務指針第 206-2 項）。

### 4. 適用時期等

本会計基準等は、2030 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとしている（金融商品会計基準第 41 項(9)）。

ただし、2027 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができるとしている。なお、この場合には、同時に公表又は改正された一連の会計基準等についても同時に適用する必要がある（金融商品会計基準第 41 項(10)）。

### 5. 補足文書

本会計基準等を適用するにあたり、実務に資するための情報を提供することを目的として、次の項目に関する補足文書を公表している。

- (1) 信用リスクの著しい増大に関する判定
- (2) 簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大に関する判定
- (3) 満期保有目的の債券に係る予想信用損失の算定
- (4) 貸出コミットメント等に係る予想信用損失の算定
- (5) CECL（Current Expected Credit Loss）モデルに基づく情報の開示方法

### 6. おわりに

本会計基準等の影響は企業の事業目的等により異なり得るが、銀行や保険会社等の債権等を利用して利益獲得を目指すような事業目的を有している企業においては財務報告や経営管理に重要な影響が生じ得る可能性があり、体制整備、データ整備及びシステム開発などに時間を要すると考えられる。この点を踏まえ、本会計基準等の公表から原則的な適用時期までの準備期間を約 3 年半程度としているものの、適用に向けた検討に早期に着手していただくよう、関係者の皆様のご理解とご協力をお願いしたい。

本稿が、本会計基準等の概要やその趣旨をご理解いただくための一助となれば幸いである。